

KSKR

だいかれん

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会(大家連)

二〇一八年の重点課題は？

会長 倉町 公之

明けましておめでとうございます。
今年も大家連へのご支援、ご協力を宜しく願います。

1. 「福祉医療費助成制度」の見直しに向けて

この4月から、精神障害者1級手帳所持者は「福祉医療費助成制度」の対象者となり、入院以外の全ての診療科目について、医療費の助成を受けることになります。

これまで、障害者福祉から置き去りにされてきた精神障害者にとって、今回の福祉医療費助成制度の見直しは、一定の前進と考えます。しかし、精神障害者1級のみを対象としていることが大きい問題です。大阪府内で、1級の手帳所持者は、10.4%であり、2級所持者は63%です。精神障害者の場合、1級と2級の差は病状の差異であり、生活の困窮度の差異ではありません。

大家連では引き続き、精神障害者2級手帳所持者についても、生活の実態等を踏まえて対象者とするよう求めて行きます。

2. 地域移行へ向けて

来年度から実施される第4次大阪府障がい者計画においては、障害者の地域生活への移行に向けての検討が進められています。

病状が改善されて退院が可能となった入院患者や、高齢化した親と同居の状態にある当事者が地域で暮らせるように、地域で受け入れる、地域で支える。これを具体的にどう進めていくかです。

10月19・20日、倉敷市において開催された「みんなねっと岡山大会」(第10回全国精神保健福祉家族大会 in 岡山)においても、「当事者が地域で生活してゆく」というテーマが中心でした。

基調講演は、元こらーる岡山診療所所長の山本昌知先生による「当事者中心の地域支援再考」でした。先生は、81歳という高齢にもかかわらず、今も元気に当事者の相談、診療に当たられているそうです。当事者が求める医療を提供するというのが先生のモットーであり、「あるがままの私」という事を強調されていました。

記念講演は、柳尚夫先生による「ピアサポートと共同した地域移行支援についての試み」でした。柳尚夫先生は、7、8年前までは、大阪府内の保健所等に勤務され、現在は豊岡の保健所所長として勤務されています。ピアサポーターとともに、地域移行の取組みを重ね、この数年間で20数名の地域移行が実現できたとお話しされました。

なお、来年のみんなねっと全国大会は、神戸市で開催されることになりました。

目次

◆ 新年のあいさつ	1 頁
◆ 代表者会議・委員会報告	2 頁
◆ 連載記事「親なき後に備える」	3 頁
◆ 家族の思い	4 頁
◆ 家族会紹介 豊中ゆたか会(豊中市)	5 頁
◆ PSWのミニ知識	6 頁
◆ 寄稿「優生思想」を企画して	7 頁
◆ 賛助会費報告・おしゃべりカフェ	8 頁
◆ お知らせ・編集後記	

第2回家族会代表者会議開催

2017年10月6日、アネックスパール法円坂で、今年度第2回代表者会議を開催しました。

冒頭、遠塚谷顧問の挨拶で、「専門家が持っている知識と、家族が持っている知識は同等、家族のニーズに合わせた支援・情報が必要、双方向的対話が必要、家族の中で支援し合うことが大切・重要」と話されました。

会議は、大阪府・大阪市への要望事項について説明（後日大阪府は12月13日・大阪市は11月15日に意見交換会を持つことが決定しました）、続いて各事業（電話相談・大家連講座・たいかれん誌）からの報告、大家連の厳しい現状のなか、寄付による支援のお願いを強化していく。さらに新しく、おしゃべりカフェを偶数月に開催する報告を受けました。



その後、意見交換を行い、「各家族会の会長は聞くばかりで、自分の悩みを聞いてくれるところがない。」に対して、「毎月おしゃべりサロン会をして、ゆっくり話を聞いて、自分の事も話せている。会長、会員関係なく対等な関係を大切にしている。」などが出されました。

会議終了後に懇親会を行い、和やかに懇談しました。
(副会長 木村瑛子)

委員会報告

「大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会」
奇数月 第4金曜日 午後2時から午後5時
大阪府こころの健康総合センター
5階特別会議室

この協議会の出発は1993年に大阪府下の和川病院で患者が暴行を受けて死亡し大和川病院が廃院になったことを契機に、その事件を明らかにする活動をした大阪精神医療人権センターが大阪府精神保健福祉審議会に参加し、精神科病院訪問の制度化を提言したことにあります。2003年には大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会が設置され、精神医療オンブズマンによる精神科病院訪問が制度化されました。入院者の人権と権利擁護に基づく市民による病院訪問が行政で制度化されたのは大阪府が初めてのことでした。

私もこの委員会に大家連として家族の立場から参加し、オンブズマン報告を受け止めて、精神科医療機関が信頼して入院できる環境にあるかどうかを見守り、時には処遇改善要望や疑問などを発言してきました。人権センターの方々や複数の医療機関代表者や専門職の方々の中に交じって家族の思いを的確に発言するのは緊張することで大変でした。

残念ながら、2008年には上記の大阪府精神障害者権利擁護事業に関する予算を大阪府が全廃したため、2009年に新しく精神科医療機関療養環境検討協議会の設置を余儀なくされました。私が2009年に体調不良で大家連活動を中断している間も、大家連からは倉町会長がずっと参加してこられました。が、本年2017年からは私が交代して再度参加しております。

この協議会での審議内容は協議会を通して当該の医療機関に、積極的な取り組みに向けて検討をお願いしたい事、お尋ねしたい事として返され、回答を待ちます。大阪府としての指導や改善命令ではなく、あくまでも、協議会の報告で、協議会には強制力はありませんが療養環境サポーターは五年後の訪問時にはそれらがどう改善されているか見届けます。退院するための準備がなかなか見えない、約束を守ればご褒美としての飲食をさせてもらえる、身体拘束されている様子が廊下から丸見え、医療機関内の人権委員会が機能しているかなど毎回様々な課題が報告されるので、なんとか、人らしく安心して希望をもつて、療養できるように改善してほしいとの願いを込めて、一委員としてできるだけ冷静な発言に務めております。

できれば皆さんの傍聴もよろしくお願いいたします。傍聴は大阪府こころの健康総合センター106・6691・2811まで事前連絡となっています。
(監事 大野素子)

親亡き後に備える

生活保護について(1)

現在、当事者と同居して生活を支えている家族、又は別居しているが援助している家族にとつて、親亡き後、当事者が無事に生活していけるのかは心配の種です。経済的な問題に絞って考えても、障害者2級の年金額では暮せて行けそうありません。しかも精神障がい者の場合は障がいの特性から年金を受給できていない方も多くいます。

普通の勤労者が当事者の子供のために貯金をして、親亡き後の子供の30年、40年ほどの生活を支えることは不可能です。ここで最後のセーフティーネットと言われている生活保護について何回かに分けて連載します。

先ずは大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課社会援護グループ取材し、回答を頂きました。大変、丁寧にご回答下さいましたが、誌面では簡略して掲載します。

質問1

生活保護には具体的にどのような援助があるのですか。

回答

生活保護は種類ごとに分かれていますが、例えば生活扶助(食費、被服費や光熱水費など日常生活の費用)、住宅扶助(家賃、住宅維持・補修費用等)、医療扶助(医療機関にかかる費用、薬代)、介護扶助(介護サービスを利用する費用)、葬祭扶助等8項目の扶助があります。

質問2

生活保護費はいくら支給されるのでしょうか。

回答

平成29年4月現在で大阪市内居室の場合(居住地、年齢等で金額は違います)。

例 単身所帯(68歳) 79,790円

(編集者注) これは無収入の場合です。

これ以外に家賃(上限あり)、医療費(実費相当)など必要に応じて給付します。

質問3

それに障害者加算(級は手帳ではなく年金の認定級です。)がつきます。(編集者注) 1級 26,310円 2級 17,530円 (大阪市内の場合)

回答

持ち家に住んでいる場合、家を売らないと生活保護は受けられないのですか。当事者が住み慣れた家から出ていくのは抵抗があり、病状悪化の原因にもなります。

質問4

居住している不動産は生活保護を受けても保有が認められることがあります。ただし、「処分価値が利用価値に比べて著しく大きい」場合には売却処分等を求められることがあります。生活保護に関する個々の事情は福祉事務所に相談して下さい。

回答

(編集者注) どのくらいの処分価値なら売却を求められるのかという点ですが、厚労省が「標準3人所帯の生活扶助基準額と住宅扶助の特別基準額を合わせた額のおよそ10年分」という目安を示しています。評価額2000万円以下位なら住み続けられるようです。

質問5

生活が困窮しているのに持ち家が売れない場合はどうすれば良いのでしょうか。

回答

その場合は売れた後、支給した生活保護費を返還するという条件で生活保護費が適用となる場合があります。

質問6

(編集者注) 生活保護法第4条第3項 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。生活費が全く無くなつてから申請に行つて受給までの間、食べていけないと困ります。いくら位の貯えなら申請できますか。

回答

1ヶ月の最低生活費の5割までの貯えが目安です。

質問7

精神障害者が入院中で病状が悪く拘束されている状態でした。病院に訪問したケースワーカーに「早く働きましょうね。」と言われました。精神障害者が働けるといふ判断は誰が何

回答

をもとにするのでしょうか。主治医の意見、「医療要否意見書」を徴取したり、嘱託医と協議したり、本人の状態も見て福祉事務所が決めます。

質問8

生活保護を申請すると、親族に援助を求める連絡があると聞いています。その場合、親族(扶養義務者)とはどの範囲を指しますか。

回答

①夫婦、未成年の子の親
②直系血族(曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、曾孫)と兄弟姉妹
③親等以内の親族(おじ、おば、甥、姪)のうちで過去に扶養を受けるなどの特別な事情がある者

事情があり、連絡がいくと困る親族については福祉事務所にその事情を話して下さい。事情を聞いて福祉事務所が連絡しない判断をするケースもあります。

親族の援助とは具体的にどのようなものでしょうか。断ることは可能でしょうか。

親族の援助は、仕送り等の金銭的な援助や、定期訪問や見守り等精神的な援助です。これらは自主的な判断で行うもので強制的なものではありません。

以上が質問への回答をまとめたものです。生活保護に関するこのような相談は福祉事務所に相談してくださいというものでした。

又、皆さんからの年金はどうなるのかという質問が寄せられています。

支給される保護費Ⅱ最低生活費Ⅰ年金、就労による収入、手当等になります。

生活保護については生活保護法への解釈の問題もあり複雑です。申請の時は当事者や家族単独でなく支援者に付き添いをお願いして下さい。できるだけ法律の専門家の付き添いをお勧めします。

(取材 倉町・中井・奥村・藤井・一階・誓山)

家族の思い出

FM765で気分チェンジしている母

子供の頃の気になった事は時間割が上手くできない、靴紐が結べないと言う事でした。本人にとって重要ではないという認識です。昼間母がいない我が家では沢山の友達と元気に遊んでいました。校区の関係で友人と離れ中学1年の後半に友達にからかわれたことから登校拒否し、テレビゲームに熱中し昼夜逆転の生活になりました。保健室の先生の勧めで大阪府こころの健康総合センターに通院(服薬なし)、お蔭で卒業できました。息子は深夜放送オールナイトニッポンのシャランQのつくさんのように人を励ます歌手になりたいとヤマハ音楽スクールのレッスンを受けるなど夢に向けて頑張っていました。

定時制高校は昼夜逆転の息子に合っていたのか卒業できました。卒業少し前「何か自分の頭の中が少し変!」と違和感を覚え病院に行きたいと訴えました。4年ぶりに大阪府こころの健康総合センターを受診して統合失調症と診断されました。薬を飲みだし多くの副作用が出ていつでも受診できる近所のクリニックに転院しました。保健所のグループワーク、作業所、地域活動支援センターにも通所しました。優しく対応してくれる施設長の時は5年以上楽しく通所していましたが、施設長が変わり対応が変わり通所出来なくなりました。

長年通院していた診療所で数年前に初めて

臨床心理士による心理テストの検査を受けました。広汎性発達障害が下地にあると診断され、広汎性発達障害に詳しいクリニックに転院しました。

息子は聴覚過敏です。かすかに聞こえるピーという音、ナイロン袋のカシヤカシヤする音、車のドアをきつく閉める音、車の「バックしまゝす。」というアナウンス音、乳幼児の声、人ごみのざわざわする騒音が苦手です。苦手な音を聞くと自分にわざと嫌がらせをしているのではないかと被害的に感じ腹立ちに変わることも多いです。外ではウォークマンで家ではヘッドホンで音楽を聴いて対処しています。

1年半前から家の裏の住宅新築工事が続き、電気ノコギリのキーンという音や様々な工事音などが息子には耐えがたい状況で、我慢するしかないという常識が納得できません。避難できる場所がなく我慢ができず家の中から大声で怒鳴ったり、自宅の洗濯機を蹴ったり、110番したりしました。

息子の口癖は昔から「親が死んだらどうしよう!ひとりでは生きていけない!」です。年々母が老けて来る事が息子の不安な気持ちに拍車をかけ苛立ちに変わり「お前は認知症や!病院に行つて治療を受けろ!」と暴言を吐き、市役所や病院、119番、相談支援事業の相談者、中学の保健室の先生に「母が認知症で困っています」と電話をかけたリメールをしたりして大変でした。ケンカしたくないので息子と距離を置こうと必死ですがどうもうまく行きません。つい最近も口ゲンカがエスカレートし「生命保険金残して早く死ね。」

と、暴言。アホな私は「死ねと言う息子に保険金なんか残さへんわ。」と言ってしまい、真面目から平手で胸や腕、頭をがむしゃらに叩いて来ました。手加減しているのは感じましたがこのままだとお互いに危ないと思い大きな息子を羽交いじめにして押さえ、日頃相談している方に電話し状況をゆっくり話して互いの興奮を鎮めて事なきを得ました。

6年前より息子は「スリムになつてもいい、強い自分になりたい。」とNHKのみんなの体操を繰り返したり、毎日30分以上のウォーキングをするように努めて疲れにくくなり朝も起きられるようになりました。服薬をきちんと、母と距離を置く、外部の人とのかかわりを増やすと息子は意識してやっています。友人にチャレンジしないで文句ばかり言っていると言われたことがきっかけで、勇気を出してジャンカラ、ロッテリアの面接に行きました。またイベントの音響設備のセッティングをしている人と知り合い、人生初アルバイトをしてきました。

6月に転院した病院の先生から「暴言は親でも傷つくし、怪我をしてお母さんが入院したら一番困るのは誰ですか? 続くようなら入院も考えんらんよ。」ときつく言われ、本人も真剣に考えたようです。「母が好きな韓流ドラマでは祖父母両親に感謝し敬語を使っている。」その事をヒントに息子は敬語で受け答えしてくれるようになり、丁寧語での会話でケンカに発展しなくなりました。

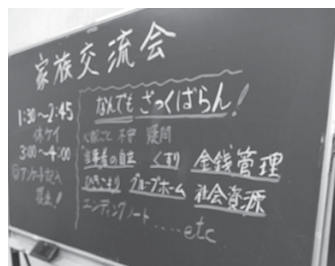
訪問看護の方や相談にのって頂いた皆様に感謝です。やっと長いトンネルを抜け出した気分です。息子は現在34歳になりました。

家族会紹介

「豊中ゆたか会」(豊中市)

豊中ゆたか会の取材で10月12日豊中市立福祉会館を訪れました。その日は年2回の家族交流会の日でした。会場に行くと20名ほどが集まっていらつしやいました。集まるのは女性だけという家族会や、会長だけが男性という家族会が多いので、男性が4名いらつしたのが新鮮でした。豊中ゆたか会の会長は女性です。

「何でもザックバラに話し合おう」というのが今回の交流会のテーマです。前の黒板に「なんでもざくばらん!心配ごと、不安、疑問、当事者の自立、薬、金銭管理、ひきこもり、グループホーム、社会資源、エンディングノート等々」と書かれていました。机の上には「約束ごと」「質問用紙」「アンケート用紙」が置かれていました。家族交流会を実りあるものにするため準備万端で臨まれているのに感心しました。



明るくて巧みな司会の方の下、文字通り自由でざくばらんな話し合いが始まりました。出てきた話題は

★グループホームや居場所について。

家にひきこもりで行く場所がない。
グループホームの入所は焦らず本人にまかせろ。

★家に訪問して話し相手になってほしい。
訪問してくれる制度があるのか。

訪問してくれる支援者がいるのか。

★親が亡くなった後、当事者はどんな風に暮らしているのか。

★お金のこと

障害年金を本人に渡して自主的に金銭管理を学ばせるのか。

親が管理して将来に備えて貯金するのか。

誰かが教え、アドバイスするのではなく、それぞれ知っている情報を持ち寄って、それぞれが自由に思っていることを話し合っていました。話し合いの中で各自が気づき、これから先のことを考えることを大事にした、良い交流会でした。来られた家族の方も来て良かったと満足して帰られたと思います。

気になったことは、豊中の千里ニュータウン内の住宅地で、障害者と高齢者のグループホーム等、住宅以外の建物は作らせないというルールを作られたという話が家族から出されました。障害者差別禁止法に抵触する内容ですので、大家連としても大阪府に働きかけていきたいと思っています。



【会長のお話】

「豊中ゆたか会」の会員は約60名。役員は13名です。

様々な家族会の行事や活動と豊中市の障害者関連の会議、研修会、講演会への出席、啓発活動など行事への参加、そして市社協の精神障害者生活相談(月1回)を担当しています。このように多岐にわたって活動しております。

こうした活動は会長、副会長、役員数名でこなしております。役員も高齢化してきており、とても大変です。

最近は新入会員も少なく、役員になる人もなかなかおられません。大家連からの要請や研修会などに、とても応えられない状況です。他の家族会はどうしていらつしやるのでしょうか?

「豊中ゆたか会」のあゆみと活動内容

あゆみ

1971年 箕面市、池田市と共に各保健所の支援で発足した三市合同の家族懇談会が起源です。

1981年 3市の中央部豊中市に作業所を設立。(みとい製作所)

1986年 3市で家族会も作業所も分離し、「豊中市精神障害者家族会 ゆたか会」を創設。「みとい製作所」は「ゆたか会」が運営

現在「みとい製作所」の運営は「みとい福祉会」に移行。

(社福) みとい福祉会、(NPO法人) バムスびあ、(豊中精神障害者当事者会) HOTOと連携して家族と当事者の地域生活の活動を支援しています。

活動内容

◆総会(年1回)

◆講演会

◆憩いのサロン『ひだまり』(月1回) 気軽に参加できる親睦会

◆家族交流会(年2回) 懇談会、講演等

◆親睦旅行・食事会(年1回)

(取材 一階、出水、誓山)

PSW(精神保健福祉士)の

ミニ知識

障害者基幹相談支援センターについて

特定非営利活動法人 堺市相談支援ネットワーク
北区障害者基幹相談支援センター

センター長 上田 尋子

平成24年度の障害者自立支援法の改正で、相談支援の充実と障害福祉サービスの支給決定プロセスの見直し等が図られ、相談支援体制は大きく変化しました。1つ目に、障害福祉サービスを利用する全ての利用者にサービス等利用計画の作成が義務付けられました。「計画相談」と呼ばれているものです。2つ目に、基幹相談支援センターの設置です。

基幹相談支援センターは、障害種別を超えた総合相談窓口であるとともに、地域の相談支援体制や、地域移行、地域定着の体制を整えるため、会議を開いたり、研修をしたりすることが求められているセンターです。一般的な相談支援(福祉サービスを受ける前の様々な相談)と合わせて、重層的な相談支援体制になりました(図を参照)。

とは言え、大阪府下でも基幹相談支援センターが未設置の市町村もあり、それぞれ市町村ごとで機能も少しづつ違います。今回は、堺市の紹介をさせていただきます。

堺市では、平成24年度から各区(7区)の区役所内に障害者基幹相談支援センター、堺市立健康福祉プラザ内に総合相談情報センターの計8つのセンターで運営をしています。

堺市の相談支援体制について

〈第3層〉

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言・人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

〈第2層〉

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のための必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

〈第1層〉

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

基幹相談支援センター
(堺市相談支援ネットワークが受託)

計画相談事業所

平成28年10月17日 基幹型相談支援センター全国研修会 資料を一部改訂

図の第2層の一般的な相談支援(福祉サービスを受ける前の様々な相談)と第3層の基幹相談支援センターの2つの機能を持っています。

主な業務は、①相談支援、②情報の集約・提供や発信、③地域援助です。

①相談支援では、障害種別や手帳の有無を問

わず、ワンストップの窓口として、まずは相談者のお話をうかがいます。ご希望や目標、困りごとを整理し必要な資源を組み立てるお手伝いをします。その際に、私たちが大切にしているのは、その人が、地域で自分らしく豊かに暮らせることです。

②情報の集約、提供や発信は、制度や資源の情報を集約します。地域ごとの社会資源集や分かりやすいパンフレットなどを作成し、情報発信をしています。「計画相談の利用について」のパンフレットもあります。くわしくは堺市相談支援ネットワークのホームページをご覧ください。私たちが大切にしているのは「ライフステージ」「障害特性」「生活環境」にあった情報を分かりやすく丁寧に届けることです。

③地域援助では、様々な研修を開催しています。また、障害者自立支援協議会の運営に携わっています。障害者自立支援協議会とは、障害のある方も住みやすい地域にするため、様々な立場の方が話し合いをする会議です。さらに、地域移行の体制整備をしています。私たちが大切にしているのは、顔の見える関係づくり、支援をスムーズにする連携です。

このように、基幹相談支援センターでは、直接、障害のある方やご家族のお話を聞く仕事から、そうでないものまであり、何をする場所か分かりにくいかもしれません。また「窓口が増えてどこに行っても良いのか分からない」という声も聞かれます。少しでもそう言った声が減るよう、これから様々な機会を通して、皆さんにとって分かりやすい情報を発信していけたらと考えています。

寄稿

福祉講座「優生思想」を企画して

講座担当 岸上知三

T4計画によって障害者をガス室に送り込んだナチスドイツの時代から、障害者が社会生活を普通におくれるように配慮すべきと定めた障害者権利条約の制定まで、障害者に対する社会の対応は、一見、排除から共生へと大きく変化したかのようにみえる。しかしながら、昨年起きた相模原障害者殺傷事件は、ナチス時代の悪夢に向かっていくのではないかと危惧するような事件だった。その中心思想である優生思想を学び、日本が採ってきた優生政策の問題を正すのが、この事件対策の本道であると私は考えた。優生保護法の問題は「不良な子孫の出生防止」を目的とし、中絶や不妊手術が強制されたことである。講師の利光さんは精神障害者の精神病院への隔離・収容政策と強制不妊手術が連携して優生政策が進められたという。被害者は1万5千人を超え、というから、私には相模原事件にも負けない障害者排除の「事件」と思える。この法律の4条は「遺伝性疾患」を対象に優生保護審査会の決定で優生手術が実施されている。遺伝性と言うから精神病は関係ないのかというところではない。1962年度神奈川県優生保護審査会を対象になったのは、ほとんどが知的・精神障害の人である。(右参照。ただし当時の表記をそのまま採用した。)また、1950年に12条が新設され、遺伝性でない精神障害者も強制不妊手術の対象となった。利光さんは優生手術の具体的な事例も沢山挙げられた。例えば、姉二人と母親が、精神分裂病で措置入院歴がある男性が治療により経過良好とあるも、4条で優生手術は適と判定されている。他にも「精神薄弱」とされた10代前半の女性。育児は不可能、生活力などの理由

で優生手術は適(12条)とされている。

講座には岩手から片方さんが駆けつけてくれた。彼はパイプカットをしなれば精神病院を一生退院出来ない、無理矢理手術をさせられた。彼はそれを子どもを失ったような気分と話す。彼は、自分は何も悪いことをしていないのだからと、堂々と話されていた。

優生保護審査会の実際—神奈川県の場合

	4条による申請		12条による申請	
	男	女	男	女
申請理由の病名	精神分裂病(1)	精神分裂病(6) 精神薄弱(1) 精神薄弱兼 精神分裂病(1) てんかん性 精神病(1) 躁病(1)	精神分裂病(1) 精神薄弱(2)	精神分裂病(7) 精神薄弱(11) 精神薄弱兼 精神分裂病(1) 精神薄弱兼 てんかん(4) 躁うつ(1)
計	1人	10人	3人	24人

昭和37年度(1962年4月～63年3月)優生保護審査会の審査結果
(「昭和37年度神奈川県優生保護審査会関係」より)

福祉国家のスウェーデンでも同様のことが行われていたが、政府は謝罪と補償を行っている。国連人権規約委員会や国連女性差別撤廃委員会も日本政府に対して謝罪と補償を求めている。相模原事件を受けてかも知れないが、日弁連も同趣旨の意見書を公表している。だが、政府は合法であったとして補償等は考えないとしている。だが、「ライ予防法」違憲国家賠償請求事件では、政府側は、ハンセン病政策は合法としていたものの、熊本地裁で下された判決に国は上告しなかった。国は謝罪と賠償を認めさせられたのだ。この背景の一つを弁護士の八尋さんは「療養所内では結婚に際し断種が強いられ、身ごもった命はすべて抹殺された。」と語る。同様に優生保護法は基本的人権を根底から否定するものでその違憲性は疑いようがない。ハンセン病で戦った八尋弁護士でさえ「日本の最大の隔離被害は精神だ。」という。今回の講座で、あまり知られていなかった、言葉にされてこなかった

精神障害者の被害が明らかになった。優生保護法の犠牲者にも謝罪と補償をすべきだろう。それが出来てはじめて、相模原障害者殺傷事件の根本的解決に踏み出されるところである。ハンセン病に出来て精神に出来ないはずがない。ポールは家族会に投げ返されている。キング牧師の言葉を思い出してほしい。「最大の悲劇は、悪人の圧制や残酷さではなく、善人の沈黙である。」声を上げるべきは家族会ではないか!

相模原障害者殺傷事件は単独あるいは世間からかけ離れた特異な事件ではない。植松容疑者の思想に共感するものも少なからずいる。福祉施設での職員による殺人も報道されている。ヘイトスピーチや沖縄住民への土人発言、さらにはアメリカのKKKやドイツのネオナチの動きなどと連動している。また、オランダなどでは安楽死が合法化されている。安楽死と言えども末期癌などを思い浮かべますが、うつ病患者に対して処方されているようにです。知らなかったでは済まされないとこゝろまで時代は迫ってきているということではないでしょう。家族会の奮起を期待せずにはいられません。

最後に講座の感想に精神障害の当事者が人工妊娠中絶を強要された体験を告白されたのがあった。御名前と年齢が書かれてあったが連絡先が分からない。もしこれを読まれているなら、090-1504918992(岸上)まで連絡ください。



平成29年度の賛助会費報告

年会費をいただきました。ありがとうございました。
特別賛助会員(病院関係) (103万円/年)として

病 院	地 域	
大阪さやま病院	大阪狭山市	1 □
小曽根病院	豊 中 市	1 □

団体賛助会員(診療所関係) (101万円/年)として

診 療 所	地 域	
中畑医院	和 泉 市	1 □
キム診療所 金文秀	東 成 区	1 □
やまもとクリニック 山本忍	西 区	1 □
医療法人 遊心会	淀 川 区	1 □

賛助会員(団体) (103千円/年)として

さわ病院家族会	豊 中 市	6 □
---------	-------	-----

個人賛助会員 (103千円/年)として

10人分として		10 □
---------	--	------

寄付金

個人	1,500円
遠塚谷富美子(切手)	116,000円

遠塚谷様より切手による多額の寄付ありがとうございました。

(平成29年8月18日～平成29年11月16日)

お知らせ

配偶者・パートナーの集い

日時 2018年1月14日(日)13:30～15:30

場所 大家連事務所

大家連精神保健福祉講座

「イタリア精神医療改革」

日時 2018年1月13日(土)13:30～16:00

場所 ドーンセンター 特別会議室

「地域で自分らしく生きる」

日時 2017年2月17日(土)13:30～16:00

場所 アネックスパル法円坂 5階

編集後記

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

おしゃべりカフェへのお誘い
いろいろな人が気軽に集い、おしゃべりする
ことを第一としますが、精神福祉に関する
制度や法律を自ら学び、考える力を育成する
ことも目指しています。

日 時 偶数月の第2日曜日

午後1時半～4時

場 所 大家連事務所

担 当 大家連監事(山本 勝子)

参加費 200円

申込 不要(気軽に参加ください)

次回 2018年2月11日

息子の主治医から「上手に対応されていま
すよ。それでいいと思いますよ。」と嬉しい
言葉をもらう事があります。それによって安
心感が得られます。
同じ悩みを持つ方との関りや、精神保健福
祉講座などの学びの場があるおかげです。改
めて、これらの必要性や大切さを感じます。
皆様にお届けするだいかれん誌も情報満載
であるようにと思っております。

(編集委員 中井)



平成29年度の共同募金配分金57万円が決定しましたのでお知らせします。

共同募金の寄付による分配金でだいかれん誌の発行が成り立っています。

寄付下さった皆さまに心よりのお礼申し上げます。

又、会員の皆さまには赤い羽根共同募金へのご協力をお願いします

編集人 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会 会長 倉町 公之
連絡先 〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂(A棟1階)
Tel 06-6941-5797 Fax 06-6945-6135
ホームページ daikaren.org だいかれん で検索もできます

振込先 郵便振替 00970-4-72221 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会

定 価 1部100円(大家連家族会費には購読料を含む)

発行人 関西障害者定期刊行物協会
大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4階